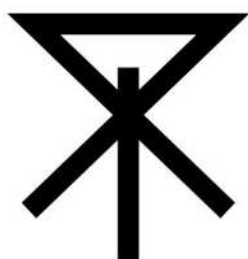


大阪市コンプライアンス白書

～市民の信頼確保に向けて～

《平成 27 年度版》

平成 28 年 9 月



大 阪 市

目 次

本 編

1 はじめに	... 1
2 コンプライアンスの推進のための取組みの実施状況と振り返り	
(1) 公益通報制度	... 2
(2) 不当要求行為	... 8
(3) コンプライアンス研修	... 9
(4) コンプライアンス推進のためのその他の取組み	...11
(5) コンプライアンスアンケート	...12
3 平成 28 年度 of 取組内容	...14
4 おわりに	...15

資料編

資料 1 公益通報制度の運用状況（平成 27 年度）	...資 1
資料 2 公益通報の現況を踏まえた意見について	...資 5
資料 3 行政対象暴力対応研修 実施状況（平成 27 年度）	...資 7
資料 4 大阪市の行政対象暴力にかかる体制（平成 27 年度）	...資 8
資料 5 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会 開催状況（平成 27 年度）	...資 9
資料 6 公の施設一覧表（平成 28 年 4 月現在）	...資 11
資料 7 コンプライアンス研修の実施状況（平成 27 年度実績）	...資 12
資料 8 コンプライアンスアンケートの結果概要（平成 27 年度）	...資 15

各資料は平成 27 年度分です。

大阪市におけるコンプライアンスの取組みについては、大阪市ホームページ「コンプライアンス・内部統制」をご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/category/3056-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

平成 29 年 1 月 リンク先を時点修正

本 編

1 はじめに

大阪市では、平成 18 年 4 月から「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、公益通報制度、不当要求行為対応、コンプライアンス研修など、大阪市職員のコンプライアンス意識の徹底を図るための各種取り組みを実施してきました。

このようなコンプライアンスの推進に関する各種取り組みについて、市民の皆様幅広く知っていただくため、年次報告書として「大阪市コンプライアンス白書」を作成いたしました。本書では、各制度の現状や事務事業の実績を振り返り、様々な課題を整理し、今後の具体的な取り組みについても記載しております。

今後とも、大阪市職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、市民から信頼され、市民の信託に応える大阪市役所の組織風土を確立していくため、取り組みを進めてまいります。

2 コンプライアンスの推進のための取組みの実施状況と振り返り

(1) 公益通報制度（資料1・2参照）

ア 条例に基づく公益通報制度

大阪市においては、条例に基づき、本市職員や委託先事業者の役職員の職務の執行に関する違法又は不適正な行為について、本市職員に限らず市民からも通報を受け付けています。

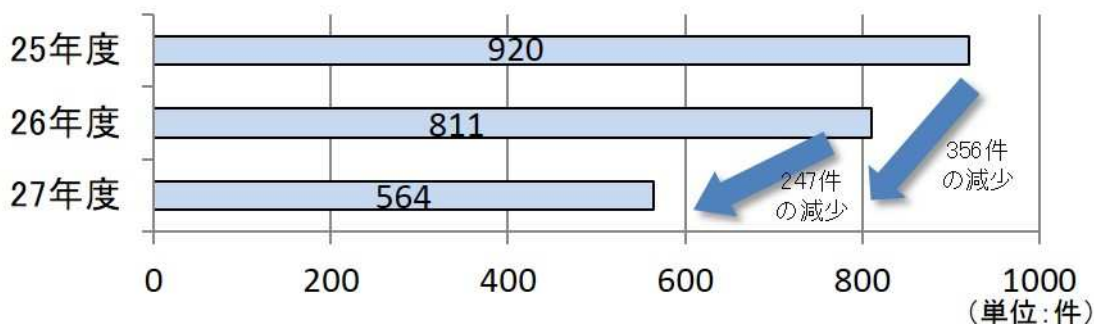
また、通報案件は全て、外部委員で構成される大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」といいます。）において調査の要否が判断され、調査案件については、調査結果に基づいて是正措置や再発防止措置をとることとしています。

なお、調査の要否にかかわらず、通報者の保護を図っています。

イ 受付状況

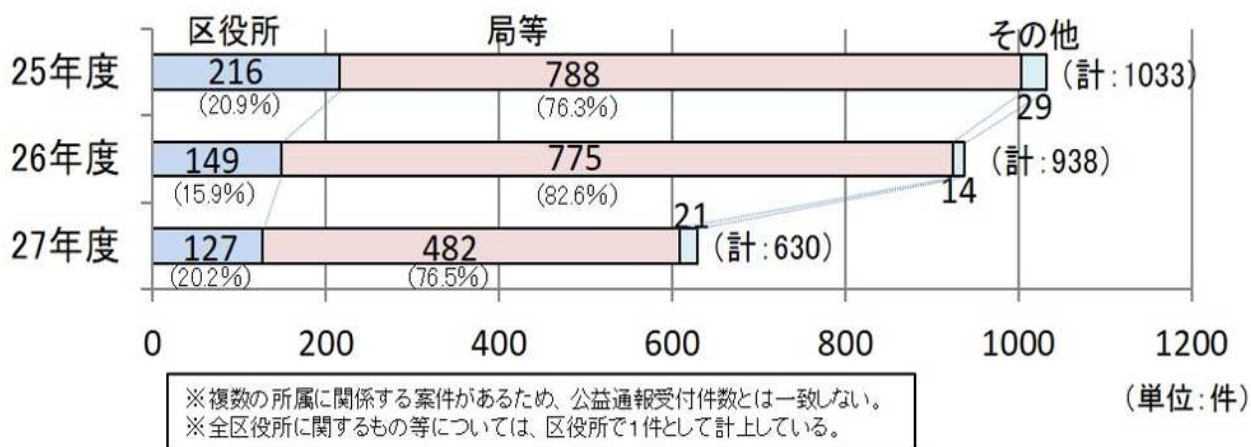
総受付件数

平成27年度の通報件数は564件であり、平成25年度の920件との比較では356件の減、平成26年度の811件との比較では247件減少し、平成26年度比較で0.70倍となっています。



所属（区役所、局等）別分類及び推移

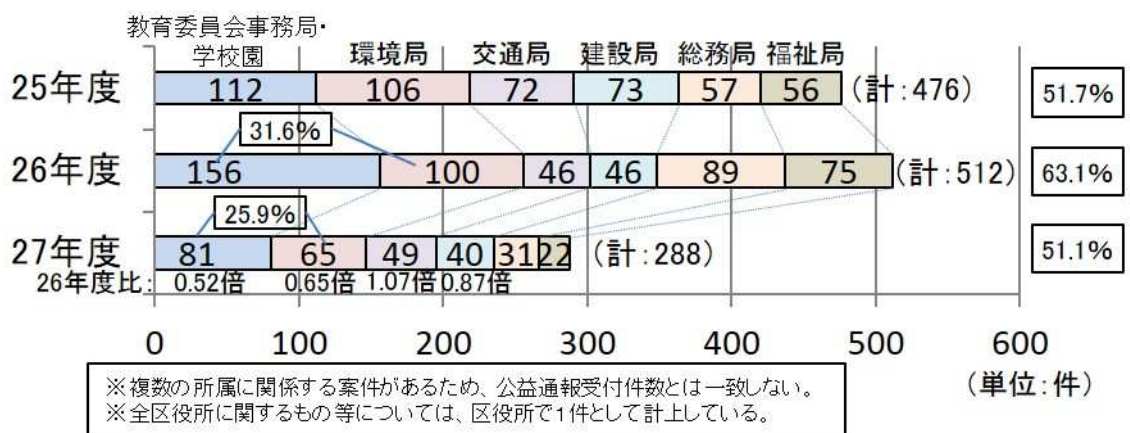
平成27年度における通報件数のうち区役所関係が127件の20.2%、局等が482件の76.5%となっています。



平成 27 年度の通報件数上位所属^(1)の教育委員会事務局・学校園^(2)、環境局、交通局、建設局、総務局、福祉局で 288 件の通報があり、平成 27 年度全体件数の 51.1%を占めています。教育委員会事務局・学校園及び環境局については、平成 26 年度は 256 件、全体件数の 31.6%を占めていましたが、平成 27 年度は 146 件、25.9%となり、件数、割合ともに大きく減少しました。

教育委員会事務局・学校園は平成 26 年度比較で 0.52 倍、75 件減少していますが、件数は 81 件と所属毎の最多です。環境局は平成 26 年度比較で 0.65 倍、35 件減少し、65 件となっています。

平成 26 年度比較では交通局が 1.07 倍、3 件の微増となっている一方で、建設局が 0.87 倍、6 件の減少となっており、また、総務局及び福祉局は大きく減少しています。



類型別分類及び推移

公益通報の内容については、大きく分けて、市職員の喫煙や車通勤、副業などの「服務規律に関する指摘」と、情報や公金・物品の取扱い、業務上の市民対応などの「業務に関する指摘」があり、平成 27 年度は、「服務規律に関する指摘」が 204 件、31.3%、「業務に関する指摘」が 239 件、36.7%となっています。

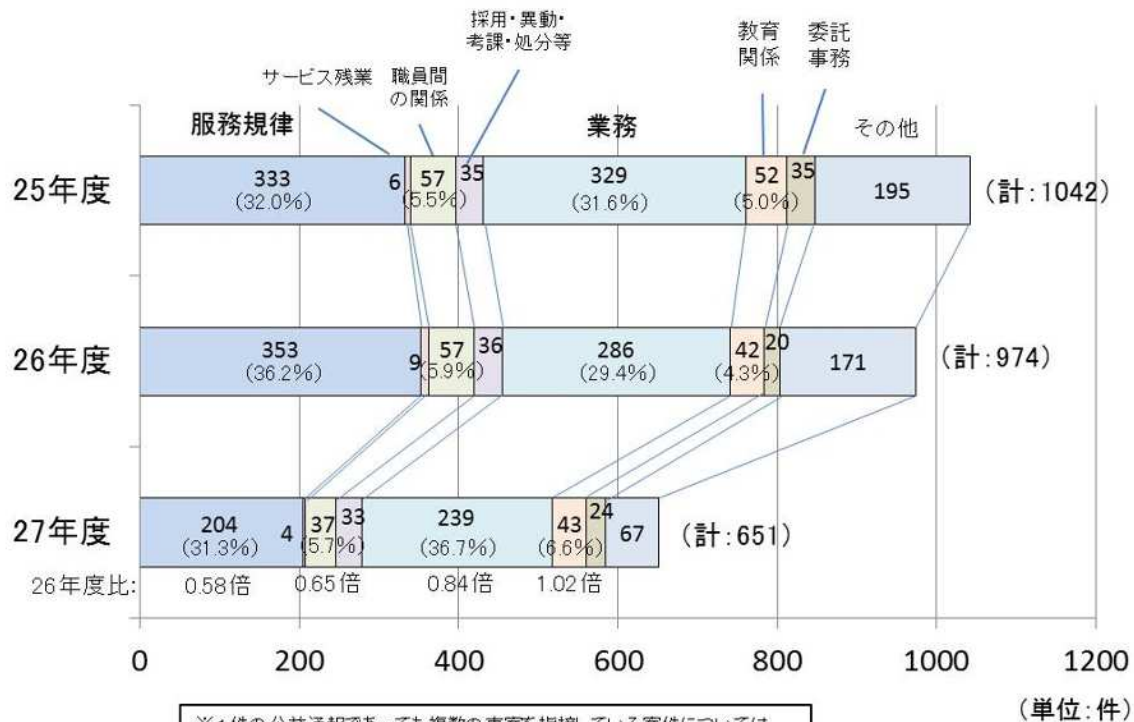
平成 26 年度比較では、「服務規律に関する指摘」が 0.58 倍、149 件減少し、「業務に関する指摘」は、0.84 倍、47 件減少しています。

パワーハラスメント等の「職員間の関係に関する指摘」は平成 26 年度比較で減少しています。体罰等を含む教員の生徒に対する指導等に関する「教育関係の指摘」は平成 26 年度比較では横ばいですが、平成 25 年度比較では減少しています。

また、同種の繰り返し案件や公益通報制度への意見、審議結果に対する意見等の「その他」の分類が大きく減少しています。

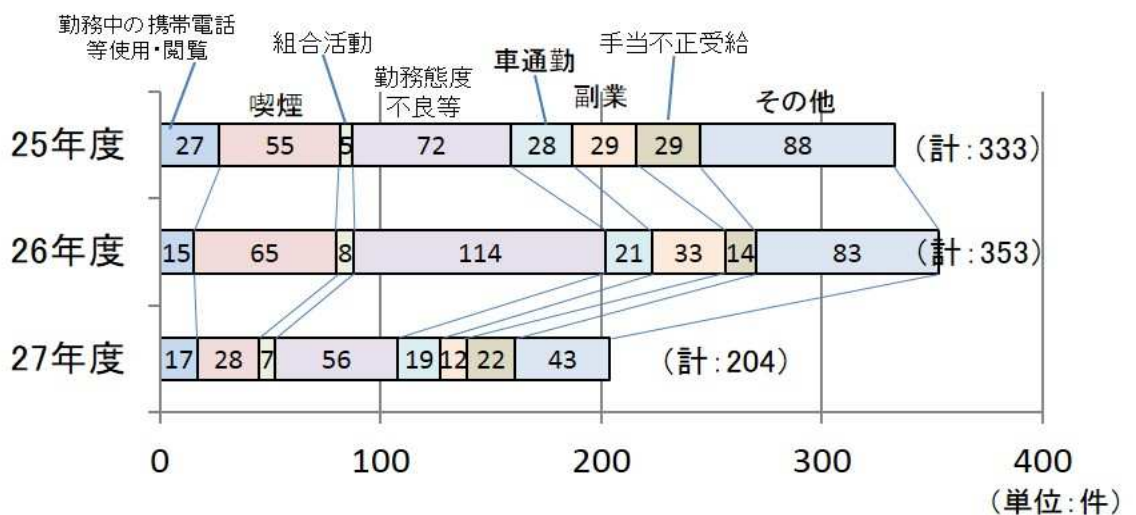
(注) 1 所属とは、大阪市役所の組織で、室・局・区役所のことをいいます。

2 学校園とは、学校及び幼稚園のことをいいます。

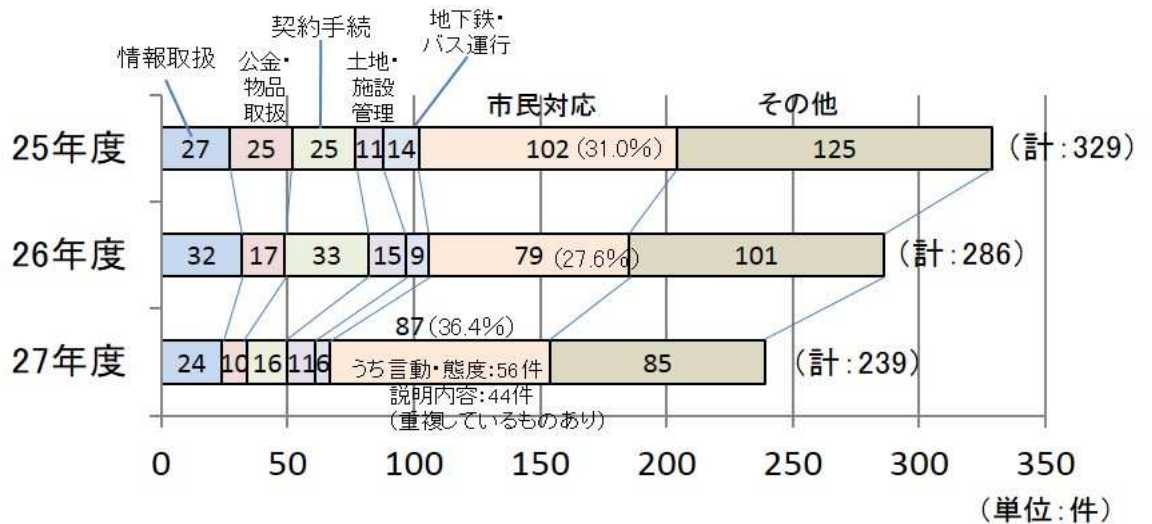


※1件の公益通報であっても複数の事案を指摘している案件については、基本的には指摘事案毎に詳細内訳分類毎で1件として計上している。(喫煙と車通勤を指摘する通報の場合、それぞれの分類に1件を計上し、サービス規律では2件の計上となる)よって、公益通報受付件数とは一致しない。

「サービス規律に関する指摘」は、「喫煙」や「勤務態度不良等」の指摘が多くを占めていますが、平成25年度、26年度比較では大きく減少しています。



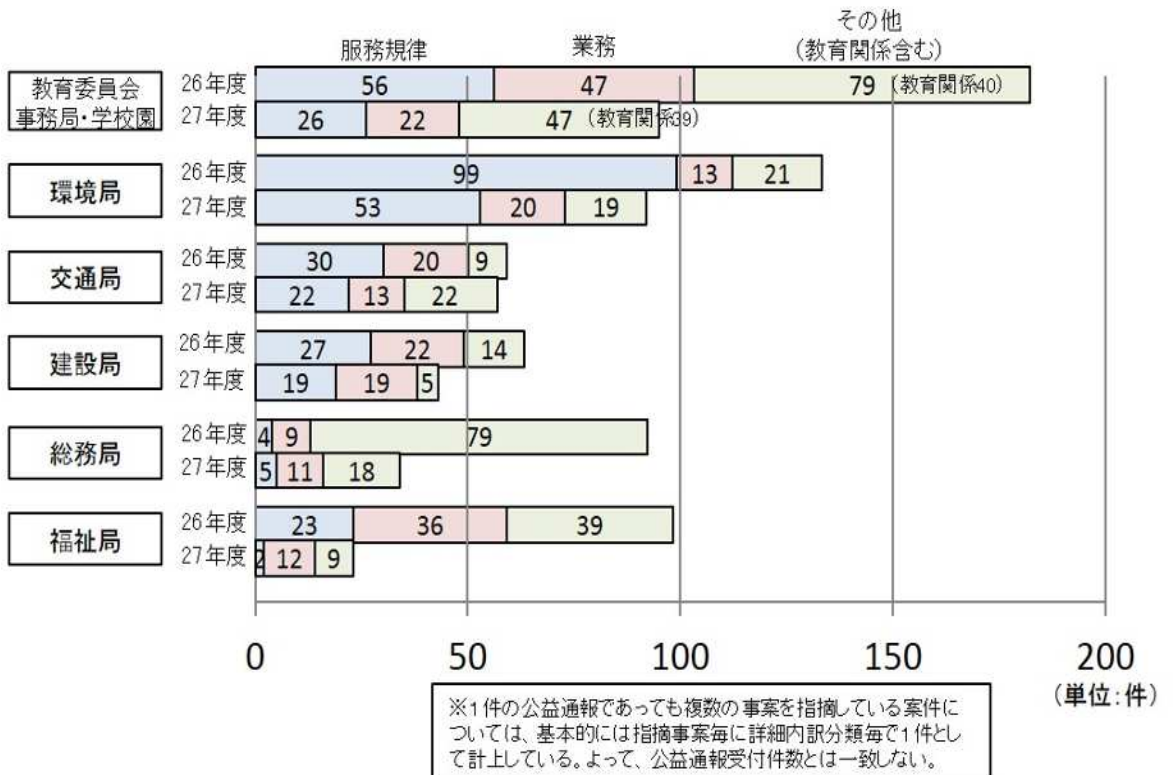
また、「業務に関する指摘」のうち市民に対する職員の言動、態度や説明内容などの「市民対応に関する指摘」が、平成26年度の79件から平成27年度は87件に増加しており、また、「業務に関する指摘」の36.4%を占めています。



通報件数上位所属では、教育委員会事務局・学校園、環境局、交通局、建設局ともに、「サービス規律に関する指摘」が大きく減少しています。

総務局は、「その他」の同種の繰り返し案件や公益通報制度への意見、審議結果に対する意見等が大きく減少しています。

福祉局は、「業務に関する指摘」のうち、特定の部署の同種繰り返し案件が減少するとともに、「その他」の同種の繰り返し案件等が大きく減少しています。



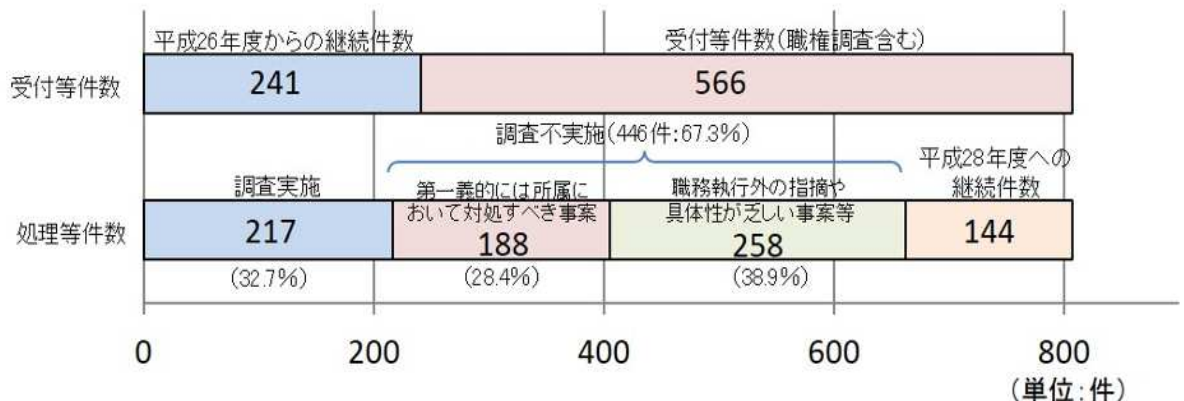
ウ 処理状況

平成26年度末時点で案件が未処理となっていた前年度からの継続件数241件及び平成27年度の受付等件数566件（通報によらない案件数2件含む）に対して、処理した件数が663件であったため、平成28年度への継続件数は144件となりました。

《平成27年度の状況》

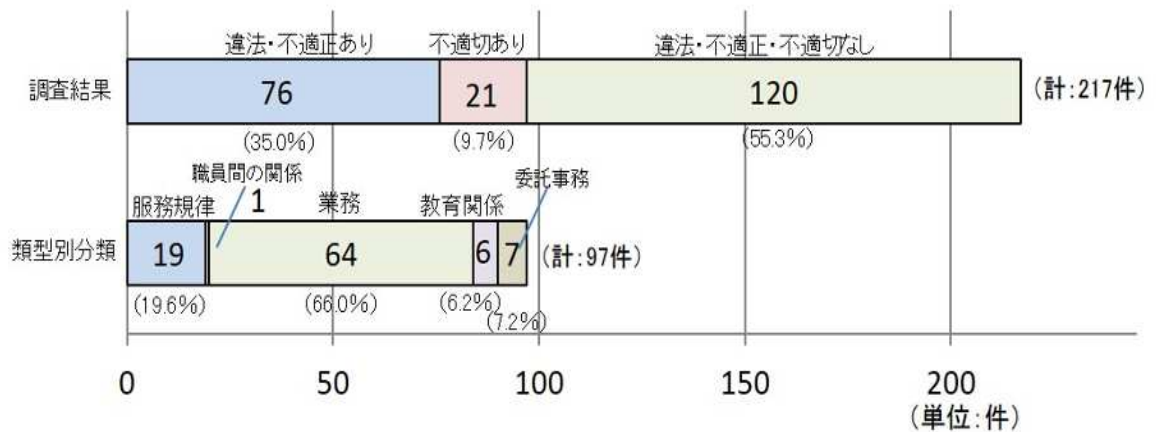
前年度からの継続件数	241件（前年度285件、44件減）
公益通報受付件数	564件（前年度811件、247件減）
通報によらない案件数	2件（前年度3件、1件減）
処理件数	663件（前年度858件、195件減）
次年度への継続件数	144件（前年度241件、97件減）

処理済み案件 663 件のうち調査実施案件が 217 件、32.7%、調査不実施案件が 446 件、67.3%となっており、調査不実施案件のうち 188 件、28.4%は、職員の服務規律に関する指摘など、委員会で調査結果等を詳細に確認するよりも、第一義的には所属において事実確認や必要な是正措置をとるなど適切に対処すべき事案となっています。



調査実施案件 217 件のうち 35.0%、76 件で違法又は不適正な事実が認められました。また、9.7%、21 件で不適切な事実が認められました。

上記の事実のいずれかが認められた案件のうち、服務規律に関する事実が認められたものが 19.6%、19 件、業務に関する事実が認められたものが 66.0%、64 件となっています。また、体罰等の教育関係に関する事実が認められたものが 6.2%、6 件、委託先事業者が行う委託事務に関する事実が認められたものが 7.2%、7 件となっています。



エ 委員会による勧告及び意見書の提出

違法又は不適正な事実があると認められた案件については是正等の措置の内容が不十分であると委員会が認める時等は、委員会から本市の機関（本市の執行機関、消防局長、交通局長、水道局長等）に対し勧告が行われることがあります。

また、案件の内容により、委員会から本市の機関に対し、意見書が提出されることがあります。

なお、委員会が必要であると判断した場合、その内容を報道発表しています。

《平成27年度の状況》

勧告が行われたもの	0件
意見書が提出されたもの	1件

オ 警察OB職員（非常勤嘱託職員）の配置

公益通報に係る実地調査等を、より効果的なものにするため、大阪府警察本部（以下「府警」といいます。）のOB職員を総務局監察部（以下「監察部」といいます。）に配置しています。

【平成27年度の実績内容に対する評価】

通報件数が高止まりしている状況ですが、処理状況の進捗管理を適正に行ったことなどにより、次年度への継続件数は平成26年度末の241件から平成27年度末は144件へと大きく減少させることができました。

また、違法又は不適正な事実が認められた案件が76件ありましたが、これらについては是正等の措置がとられていることを確認しており、このことから、公益通報が公正な職務の執行に寄与しているといえます。

平成26年度の公益通報の現況を踏まえ、平成27年8月18日に委員会から環境局及び教育委員会事務局・学校園両所属について意見書が提出されていましたが、平成27年度においては、両所属のサービス規律に係る各種の取組みの成果により、通報件数、割合ともに大きく減少しました。

【今後の課題】

制度の実効性を確保するため、引き続き委員会における調査審議について、公正性を確保しつつ、迅速化を図ることが求められています。

市民対応に関する指摘については、平成 27 年度は平成 26 年度から通報件数、割合ともに増加しており、その多くは、大阪市としての説明責任が果たされていないことが背景にあると考えられます。また、契約事務や会計事務に関する違法又は不適正な事実が認められており、それらを踏まえて全市的な取組みを展開し、同種事案の発生を防止する必要があります。以上のことから、平成 28 年 6 月 24 日に委員会から意見書が提出され、それらの点について必要な措置等をとるよう求めています。(資料 2 参照)

(2) 不当要求行為

ア 条例に基づく不当要求行為への対応

大阪市においては、条例の規定により、本市職員に対する不当要求行為があった場合は、速やかにその旨を各所属から委員会に報告することとしています。

「不当要求行為」とは、「脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動により、又はその地位を利用し、若しくはその権限に基づく影響力を行使して、本市職員に対し、不適正にその職務上の行為をし、又はしないことを求める行為その他の不正な手段によって本市職員の公正な職務の執行を妨げる行為」をいいます。(条例第 2 条第 9 項)

《平成27年度の取組内容》

条例に基づく不当要求行為に係る報告件数：1 件

イ 大阪府警察本部と連携した取組み(資料 3・4・5・6 参照)

職員が行政対象暴力に対応するために必要な知識と技術を習得することを目的として、大阪府警から派遣された警察官を中心として、ロールプレイング方式、グループ討議方式を採用した行政対象暴力対応研修を実施しています。(資料 3 参照)

《平成 27 年度の取組内容》

実施所属：区役所、経済戦略局、市民局、財政局、都市計画局、福祉局、健康局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、教育委員会事務局

実施回数：21 回

参加人数：569 名

大阪府警の協力を得て、「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会」を設置するとともに、同協議会に「区役所部会」、「契約部会」及び「生活保護部会」を設置し、大阪府警との連携を図っています。(資料 4、資料 5 参照)

不当要求行為や行政対象暴力等による被害の防止について、職場で中心的な役割を担うことのできる職員を養成することを目的として、大阪府警及び「公益財団

法人 大阪府暴力追放推進センター」が開催する不当要求防止責任者講習の情報を各所属に提供しています。

本市が設置する公の施設の利用者をはじめとする市民の安全・安心に資することを目的として、大阪府警と「大阪市が設置する公の施設からの暴力団排除に関する覚書」を締結し、公の施設からの暴力団の利益となる使用を排除する取組みを実施しています。(資料6参照)

【平成27年度の取組内容に対する評価】

行政対象暴力対応研修については、受講者に対するアンケートの結果、不当要求事例のロールプレイングが良かったとする回答割合が88.8%であったことから、実践的な内容であったとの評価が得られており、有効な取組みであったと考えています。

【今後の課題】

職員アンケートの結果によると、行政対象暴力対策連絡協議会の認知率は54.0%、行政対象暴力対応研修の認知率は53.2%であり、半数以上の職員が不当要求行為への対応に関する取組みの一部又は全てを認知してはいるものの、今後、本市に対し不当要求行為が行われた際、認知率の低い所属や職員が対応した場合に、適切に対応できないおそれがあることから、不当要求行為に対する取組みについて、継続的な周知を行う必要があると考えています。

(3) コンプライアンス研修(資料7参照)

コンプライアンス推進のための意識改革及び組織風土改革を目的として、全職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。

《平成27年度の取組内容》

()集合型研修

- | | |
|------------|---|
| ・ 区長・所属長 | テーマ：科学的管理・自発力 - 活きたコンプライアンスのために
回数：1回
対象者：区長・所属長及び局長級への昇任者
受講者数：48人(受講率：88.9%) |
| ・ 部長級 | テーマ：土地信託事業の処理からみるコンプライアンス
回数：3回
対象者：部長級全職員
受講者数：225人(受講率：95.3%) |
| ・ 課長・課長代理級 | テーマ：不当要求・クレームに対する対応と法的措置について
公益通報は何のためにあるのか |

民間企業におけるコンプライアンスの取
組みについて

回数：3回

対象者：所属におけるコンプライアンスを担当する
課長・課長代理級職員、課長・課長代理級
への昇任者他

受講者数：539人（受講率：94.1%）

() e - ラーニング研修

課長級及び課長代理級職員を対象として、管理監督者として必要なコンプライアンスに関する知識の習得を図ることを目的に、e - ラーニング型の研修を実施しました。

受講者数：2,071人（受講率：100%）

() グループ討論型研修

課長級、課長代理級及び係長級の職員並びに技能統括主任及び部門管理主任等を対象として、グループ討論型の研修を実施しました。

テーマ：「職場におけるコンプライアンス意識向上」へのリーダーシップ

回数：16回

受講者数：517人（受講率：96.3%）

() 職場コンプライアンス研修

係長級以下の職員については、課長級及び課長代理級の職員等を講師とするなど、職場実態に応じて、各職場でコンプライアンス研修を実施しました。

全所属で研修を実施した結果、受講者数は26,591人（受講率：98.5%）となりました。

() コンプライアンス担当者に対する研修会

各所属においてコンプライアンスに関する実務を担当する職員に対して、公益通報制度等の概要を理解してもらうため、研修会を実施しました。

開催日：平成27年5月22日

参加者数：50人

開催日：平成27年8月24日、25日

参加者数：54人

【平成27年度の取組内容に対する評価】

職員アンケートにおいて「コンプライアンス研修は役立っている」とする回答割合は平成26年度の72.8%から平成27年度は76.3%へ増加しましたが、十分な評価ではありませんでした。一方、各所属のコンプライアンス担当者アンケートにおいて「研修の結果、自所属の職員のコンプライアンス意識を効果的に高めることができた」とする回答割合は95.4%であり、コンプライアンス研修が職員のコンプライアンス意識の徹底に有効であったとの認識をしています。

これらのことから、平成28年度も引き続き同じ体系で継続して実施しつつ改善を加え、コンプライアンス意識の徹底を一層図ることとします。

【今後の課題】

コンプライアンス研修の内容について、職場ごとの課題に応じた重点化を図ること等により、更なる職員のコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

(4) コンプライアンス推進のためのその他の取組み

ア コンプライアンス推進強化月間

毎年9月を「コンプライアンス推進強化月間」とし、各所属において様々な取組みを実施しています。

《平成27年度の取組内容》

「コンプライアンス推進強化月間」では、各所属において、「コンプライアンスチェックシート」を使って全職場でのコンプライアンス上の課題を洗い出し、各課題の改善策を検討・実施しました。また、所属長からのトップメッセージの発信に取り組みました。

イ 職員への周知・情報提供

コンプライアンス研修の教材として「コンプライアンスハンドブック」を、コンプライアンス推進のための具体的な取組みを検討する素材として「コンプライアンスチェックシート」を作成し、各職場で使用できるよう庁内ポータルに掲載しています。

職員一人ひとりがコンプライアンスについて考えるきっかけを提供するために「コンプライアンス・ニュース」を発行するとともに、各職員が常時携帯し、コンプライアンス上の問題が起こったときに使用できるよう、コンプライアンス・ガイドライン等のポイントを記載した「コンプライアンスカード」を作成し、庁内ポータルに掲載しています。

《平成27年度の取組内容》

コンプライアンス・ニュースの発行実績：6回（第39号から第44号）

【平成27年度の取組内容に対する評価】

職員へのアンケート調査によると、コンプライアンス推進強化月間が本市職員のコンプライアンスの意識の向上に役立っているとする回答割合は45.5%にとどまっています。

コンプライアンス・ニュースのアクセス件数は各号の平均で12,087件でしたが、コンプライアンス・ニュースが本市職員のコンプライアンスの意識の向上に役立っているとする回答割合は55.9%にとどまりました。

【今後の課題】

コンプライアンス推進強化月間、コンプライアンス・ニュースをより実効性のあるものにするために、基本的なコンセプトは引き継ぎつつ、内容の充実化を図ります。

(5) コンプライアンスアンケート（資料8参照）

コンプライアンスに関する意識及びコンプライアンス推進のための取組みに関する意見などについてのアンケートを実施しています。

《平成27年度の取組内容》

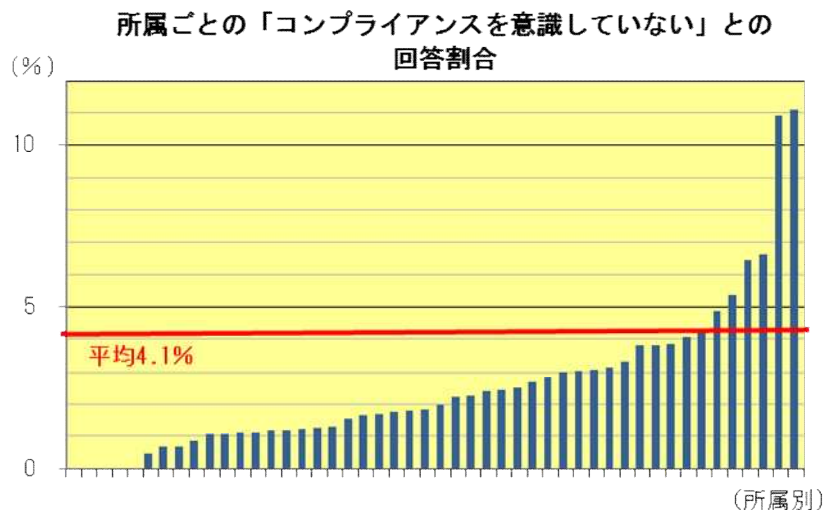
全職員を対象として、職員アンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する意識をより明確に表す指標となるように設問の文言や順序を整理しました。

コンプライアンス研修の効果測定のため、各所属のコンプライアンス担当者を対象として、担当者アンケートを実施しました。

【平成27年度の取組内容に対する評価】

職員アンケートの結果によると、4.1%の職員（約1,100人）が、「日々の業務を執行するにあたって、コンプライアンスを意識していない」と回答しました。

「コンプライアンスを意識していない」との回答割合を所属ごとに並べると、所属間の差が明確に出ました（0%～11.1%）。また、同じ所属の中でも職場によって大きな差が出ているところもありました。



【今後の課題】

所属・職場により、業務内容や職員のコンプライアンス意識が異なる状況であることから、それぞれの職場実態に応じたコンプライアンスの取組みを進める必要があります。

3 平成28年度の取組内容

以上のような実施状況を踏まえ、平成28年度には次のような取組みを行ってまいります。

《公益通報制度》

公益通報案件の着実な処理

通報件数が高止まりしている中で公益通報制度の実効性を確保するため、担当内の処理手順等を体系的に整理してこれに基づいた効率的な処理を行うとともに、各所属の調査能力の向上を支援することにより、委員会の審議を充実・迅速化します。これらの取組みにより、次年度に継続する未処理件数を120件以下（前年度144件）にし、過年度受付案件の未処理件数を10件以下（前年度19件）にし、さらに受付案件のうち85%以上を6か月以内に処理することをめざします。

《不当要求行為対応》

不当要求行為対応等の認知率向上

職員アンケートにおける不当要求行為対応に関する取組みの認知率が決して高くない状況であり、また、委員会からの意見書（資料2参照）において、執拗に要求等を行う市民に対する対処に係る職員への教育・研修を充実すべき旨の意見が出されたことも踏まえ、改めて制度や取組みの周知を行い、必要に応じて制度の見直しについても検討します。

行政対象暴力対応研修については、より多くの職員が受講できるよう、これまでの取組みを継続していきます。

《コンプライアンス研修》

効果的な実施と研修内容の重点化

依然として多くの職員が日々の業務を執行するにあたってコンプライアンスを意識していないことから、より効果的な研修を実施できるよう、研修計画を策定します。

また、全市一律ではなく、各職場に応じた研修を実施することにより、職場におけるコンプライアンス上の課題にアプローチできるよう、職場研修の実施方法について工夫を行うなどの改善を図ります。

《その他の取組み》

コンプライアンスメッセージの発信

アンケートの結果分析から、上司からのコンプライアンスに関するメッセージの発信が、部下職員のコンプライアンス意識に影響を与えていると考えられることから、コンプライアンス研修やコンプライアンス推進強化月間等の取組みの中で、コンプライアンスメッセージを発信できる機会を設定するなどの工夫を行います。

平成28年度については、日々の業務とコンプライアンス意識とを結びつけるため、「コンプライアンスを自分のこととして受け止めよう」とのメッセージに重点をおいて発信します。

4 おわりに

平成27年度に大阪市職員を対象に実施したコンプライアンスアンケートの結果によると、日々の業務を執行するにあたって、「コンプライアンスを意識している」との回答割合は95%を上回っています。一方、「コンプライアンスを意識していない」との回答割合は4.1%となっており、人数にすると未だ1000人以上の職員がコンプライアンスを意識していないという結果になっています。

本来、法律や条例に基づいて業務を行うこととされている公務員がコンプライアンスを意識することは当然のことです。

本市としては、更に職員のコンプライアンス意識の向上を図り、すべての職員が「コンプライアンスを意識している」状態をめざす必要があると考えています。

市民の皆様から信頼され、その信託に応えるため、各々の職員が高いコンプライアンス意識を持ち、職員自らが主体的かつ積極的に業務に取り組む必要があります。

そのためには、コンプライアンス確保に向けた各種取組みについて、P D C Aサイクルによる評価と見直しを行い、効率的かつ実効性のある取組みとなるよう積極的に改善を図ってまいります。

今後も引き続き、「コンプライアンス違反を許さない」という認識を持ち、自律的に公正な職務の執行を確保する組織風土の確立に向けて、積極的に取り組んでまいります。

資料編

- 資料 1 公益通報制度の運用状況（平成 27 年度）
- 資料 2 公益通報の現況を踏まえた意見について
- 資料 3 行政対象暴力対応研修 実施状況（平成 27 年度）
- 資料 4 大阪市の行政対象暴力にかかる体制（平成 27 年度）
- 資料 5 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会
開催状況（平成 27 年度）
- 資料 6 公の施設一覧表（平成 28 年 4 月現在）
- 資料 7 コンプライアンス研修の実施状況（平成 27 年度実績）
- 資料 8 コンプライアンスアンケートの結果概要（平成 27 年度）

公益通報制度の運用状況（平成 27 年度）

1 受付件数

564件（うち顕名による通報211件）

2 受付状況

（単位：件）

区 分	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
面 会	77	-	77
電 話	148	-	148
郵 便	74	26	100
フ ァ ク シ ミ リ	12	10	22
ホ ー ム ペ ー ジ ・ メ ー ル	112	105	217
合 計	423	141	564

内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものである。

外部受付窓口の件数は、公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものである。（下記3についても同じ。）

3 関係所属別通報件数

（単位：件）

所 属	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	59	22	81
環 境 局	46	19	65
交 通 局	43	6	49
建 設 局	29	11	40
総 務 局	27	4	31
福 祉 局	19	3	22
経 済 戦 略 局	18	4	22
こ ども 青 少 年 局	16	5	21
消 防 局	14	7	21
財 政 局	14	3	17
そ の 他 の 局 等	76	37	113
区 役 所	103	24	127
分 類 で き な い も の	13	8	21
合 計	477	153	630

注：1件の通報で複数の所属に関係するものがあるため、受付件数 564 件とは一致しない。

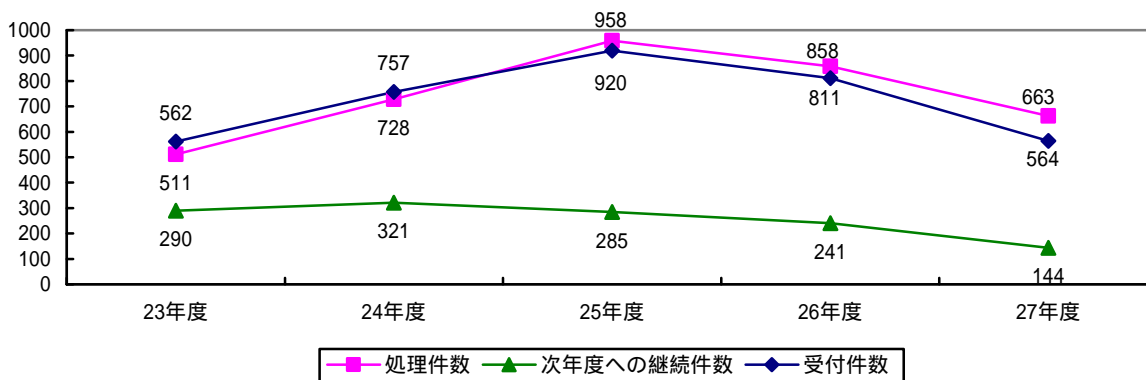
4 処理状況

(1) 公益通報に係る処理状況		
ア	平成 27 年度に継続されたもの	241 件
イ	平成 27 年度に受け付けたもの	564 件
ウ	受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの	2 件
エ	平成 27 年度において処理したもの	663 件
	(ア)委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの	0 件
	(イ)委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの	1 件
	(ウ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの	75 件
	(エ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの	141 件
	(オ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	446 件
オ	平成 28 年度に継続するもの	144 件
(2) 不利益取扱いに係る申出処理状況		
ア	平成 27 年度に継続されたもの	0 件
イ	平成 27 年度に受け付けたもの	3 件
ウ	平成 27 年度において処理したもの	2 件
	(ア)調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの	0 件
	(イ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	2 件
エ	平成 28 年度に継続するもの	1 件

是正等の措置の勧告：条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に基づくもの

意見書：条例第 24 条第 1 項に基づくもの

通報案件処理件数等の推移



5 意見書（上記４（１）エ（イ））の概要

市民局郵送事務処理センターにおける証明書等送付業務の処理期間が長期化していた件（平成 28 年 3 月 30 日付け提出）	
	平成 23 年末頃から平成 27 年末頃までの間、郵送事務処理センターにおける証明書等送付業務の処理期間が断続的に長期化していた事実が認められた。 これに対して、「市民サービスの大幅な低下が生じたことは大変遺憾である。適正期間での処理が継続できるよう、引き続き業務執行体制の整備改善を図り、定期的に検証されたい。また、一般的に、業務執行体制の変更等を行う際は、事前に十分な対策をとり、市民サービスの低下を招くことのないよう適切に対処されたい。」等の意見が提出された。

6 違法又は不適正な事実が認められたもの（上記４（１）エ（ウ））の例

	認定事実	関係所属
ア	環境科学研究所において、消耗品購入手続について、業者からの納品後に財務会計システムによる支出決議等の契約手続、会計処理を行っていた。平成 23 年度に業者から納品を受けた消耗品のうち 44 品目、8,922,692 円分について、過年度支出の手続によらずに、平成 24 年度の契約案件として、業者から再度提出された請求書等により、契約手続、会計処理を行った。 平成 23 年度に業者から納品を受けた消耗品のうち 1 品目、370,440 円分を支払っていなかった。	健康局
イ	物品買入契約において、一度は受注者から適正な支払請求を受けていたにもかかわらず、契約書に定められた 30 日以内の支払いが行われなかった。	港湾局
ウ	学校教育 ICT 活用事業に関する入札について、職員が、特定の業者に内容を確認させるためとして、入札公示前に仕様書等を提供し、また、入札参加希望者から提出された書類を提供した。	教育委員会事務局
エ	複数の職員が、勤務時間内に自らの住民票の写し等の取得の請求、申請を行った。	城東区役所
オ	教頭（当時）が、PTA 会計から計 4,776,277 円を横領した。	教育委員会事務局

7 公正職務審査委員会の状況

・大阪市公正職務審査委員会委員（平成 27 年度）

委員長 小寺 史郎 [弁護士]

委員長代理 白井 弘 [公認会計士]

（第 1 部会）

第 1 部会長 大砂 裕幸 [弁護士]

第 1 部会長代理 白井 弘 [公認会計士]

矢倉 昌子 [弁護士]

（第 2 部会）

第 2 部会長 小寺 史郎 [弁護士]

第 2 部会長代理 小山 謙司 [公認会計士] (平成 27 年 6 月 1 日～)

赤津 加奈美 [弁護士]

・委員会及び部会の開催状況

開催回数 61 回

審議時間 174 時間

平成 28 年 6 月 24 日

大阪市長 吉 村 洋 文 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 桂 充 弘

公益通報の現況を踏まえた意見について

標題について、本委員会事務局である総務局監察部から報告を受けた公益通報の現況を踏まえ、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

1 環境局及び教育委員会事務局・学校園について

公益通報の受付件数は、平成 25 年度の 920 件、平成 26 年度の 811 件から大きく減少し、平成 27 年度は 564 件となっている。とりわけ、平成 26 年度の通報件数全体の 31.6%を占めていた環境局、教育委員会事務局・学校園両所属に関する公益通報は、平成 27 年度においては、件数、割合ともに大きく減少している。

このことは、この間の両所属の服務規律に係る各種の取組みの成果であると評価しており、今後も両所属における継続した取組みを期待したい。

2 市民対応に関する公益通報について

通報件数全体の類型別分類においては、服務規律に関する指摘、業務に関する指摘ともに大きく減少しているところであるが、業務に関する指摘のうちの市民対応に関する指摘については、平成 27 年度は平成 26 年度から件数、割合ともに増加しており、業務に関する指摘の多くを占めている。

市民対応に関する公益通報については、市民に対する職員の言動、態度や説明内容が少なくとも当該市民の理解を得られていないため、公益通報として寄せられており、その多くは、大阪市としての説明責任が果たされていないことが背景にあるものと考えられる。

市民対応に関しては、各所属が適切に対処する一義的責任を有し、それが市民の要請に応えるというコンプライアンスの理念に繋がるものである。

よって、市民対応に関する公益通報が多く寄せられている現状を踏まえ、市長は

各所属における丁寧かつ円滑な対応を徹底されるとともに、大阪市としての説明責任を果たすことにより、市民の信頼の確保に努められたい。

なお、十分に合理的な説明をしている場合においても執拗に要求等をしてくる市民に対しては、組織的に毅然と対応するとともに、そのような場合の対処に係る職員への教育・研修を充実されたい。

3 契約事務及び会計事務について

平成 27 年度において処理した案件のうち違法又は不適正な事実が認められたものは 76 件あるが、消耗品購入手続について業者からの納品後に支出決議等の契約手続、会計処理を行っていた事案や、契約書に定められた期日以内の支払いが行われなかった事案など、契約事務や会計事務に関する違法又は不適正な事実が 13 件（同一事案含む）認められたところである。

それぞれの事案については、当該事案が発生した所属において是正等の措置がとられているため勧告等を行っていないものの、それらの事案を踏まえて全市的な取組みを展開し、同種事案の発生を防止することが重要である。

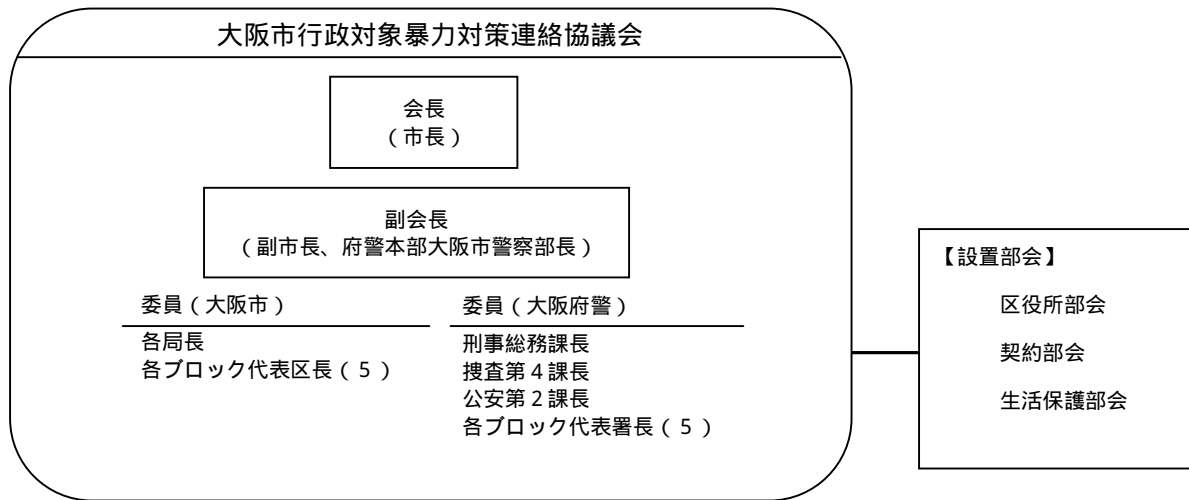
よって、市長は、契約管財局及び会計室に対して、公益通報の処理により認められた事案を踏まえ、事案の発生原因等の分析及び再発防止の取組みを指示されたい。

行政対象暴力対応研修 実施状況（平成27年度）

回次	開催日時	対象所属	参加人数
1	8月5日 14:05～17:05	都市整備局	21
2	8月11日 14:05～17:10	経済戦略局	35
3	8月19日 14:00～17:00	市民局・都市計画局	19
4	8月27日 14:05～17:00	経済戦略局・市民局・都市計画局 都市整備局・教育委員会事務局	25
5	9月3日 14:00～17:10	此花区役所・中央区役所・西区役所・港区役所 浪速区役所・淀川区役所・東淀川区役所・城東区役所	27
6	9月8日 14:00～17:05	此花区役所・中央区役所・西区役所・港区役所 淀川区役所・東淀川区役所・鶴見区役所	32
7	9月17日 14:00～17:05	中央区役所・西区役所・西淀川区役所・淀川区役所 東淀川区役所・城東区役所・鶴見区役所	25
8	9月24日 14:00～17:00	中央区役所・西区役所・港区役所・浪速区役所 淀川区役所・西淀川区役所・東淀川区役所	18
9	10月6日 14:00～16:50	建設局（工営所等）	23
10	10月8日 14:00～16:45	建設局（工営所等）	25
11	10月14日 14:00～17:10	財政局（市税事務所等）	32
12	10月15日 14:00～17:05	財政局（市税事務所等）	31
13	11月9日 14:00～17:10	健康局（生活衛生監視事務所等）	34
14	11月10日 14:00～17:05	福祉局	27
15	11月19日 14:00～17:00	福祉局	27
16	12月14日 14:00～17:05	西成区役所	26
17	12月22日 14:00～17:05	西成区役所	24
18	1月14日 14:00～17:10	生野区役所・建設局都市技術センター	25
19	1月22日 14:00～17:10	生野区役所・環境局・教育委員会事務局	25
20	1月26日 14:00～17:10	港湾局	41
21	1月29日 10:30～12:00	平野区役所	27

合計21回569名

大阪市の行政対象暴力にかかるとる体制（平成 27 年度）



大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況（平成27年度）

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
都島区役所	3月22日	都島区役所 第1会議室	26	<ul style="list-style-type: none"> ・都島警察署刑事課長・暴力犯係長から最近の動向の説明 ・事例研修ビデオの上映と、対策・対応の指導
中央区役所	2月23日	中央区役所 6階601会議室	18	<ul style="list-style-type: none"> ・東警察署刑事課長代理、南警察署刑事課長から最近の動向について説明。 ・東部生活衛生監視事務所より不当要求等の対応に苦慮した事例について報告があり、警察署から対応について教授いただいた。
西区役所	2月22日	西区役所 AB会議室	17	<ul style="list-style-type: none"> ・西警察署刑事課長代理より暴力団の現状等についての説明 ・不当要求対応DVDの視聴
港区役所	1月21日	港区役所	19	<ul style="list-style-type: none"> ・港警察署刑事課長から、最近の動向の説明。
大正区役所	6月9日	大正区役所 5階502会議室	19	<ul style="list-style-type: none"> ・大正警察より最近の動向について説明 ・区役所から庁舎内生活困窮者対応窓口の設置にかかり、トラブル発生時の連携等について相談 ・区役所内窓口でのトラブル時における連携を再確認
天王寺区役所	2月26日	天王寺区役所 3階講堂	27	行政対象暴力の現状と対策について (暴力対策啓発DVDの視聴と、基本的対応要領の再確認を行った)
淀川区役所	3月8日	淀川区役所 会議室	21	淀川警察署刑事課長及び警備課長から淀川区内の最近の状況等の説明
東淀川区役所	6月26日	東淀川区役所 304会議室	25	東淀川警察署刑事課長から「行政対象暴力の事例と対処方法」について説明
東成区役所	5月21日	東成区役所 301会議室	16	<ul style="list-style-type: none"> ・東成警察署刑事課長から暴力団の動向と対処についての講演 ・不法・不当な要求事案の予防と排除に関すること ・最近の暴力団の動向と暴力団対策法に関すること ・意見交換

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
生野区役所	10月5日	生野区役所 大会議室	20	・生野区役所より会議要旨説明 ・生野警察署より暴力団の現状と対策等についてのDVD視聴及び説明
旭区役所	9月17日	旭区役所 第2・3会議室	33	・旭警察署刑事課長から暴力団の現状と対策についての説明
	11月19日	旭区役所 第1会議室	22	・総務局監察部監察課連絡調整担当課長代理から現状と対策についての説明
住吉区役所	7月15日	住吉区役所 第6会議室	29	・住吉警察署刑事課長から行政対象暴力の現状について説明。 ・「鉄の砦」のDVD上映。 ・住吉警察署刑事課暴力犯係長から基本的な心構えや対処方法について説明。 ・情報交換。
東住吉区役所	8月27日	東住吉区役所 区長応接室	11	・警察による最近の行政対象暴力についての説明 ・工営所における現状についての意見交換
西成区役所	6月4日	西成区役所 4階4-7会議室	27	・新委員の紹介 ・西成区内の状況（不当要求事案など）について ・その他

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況（平成27年度）

開催日	議題
	開催なし

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況（平成27年度）

開催日	議 題
	開催なし

公の施設一覧表（平成28年4月現在）

〔対象となる公の施設〕

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

〔暴力団の利益となる使用の例〕

- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い
- ・ 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・ 暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・ 暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

所管局	施設名	対象施設数
経済戦略局〔70施設〕	大阪市立美術館	1
	大阪歴史博物館	1
	自然史博物館	1
	中央公会堂	1
	芸術創造館	1
	長居陸上競技場 ほか	15
	中央体育館 ほか	27
	修道館	1
	扇町プール ほか	21
	大阪産業創造館	1
	市民局〔38施設〕	北区民センター ほか
男女共同参画センター中央館 ほか		5
福祉局〔32施設〕	長居障害者スポーツセンター ほか	2
	北区北老人福祉センター ほか	26
	西成市民館	1
	社会福祉センター	1
	早川福社会館	1
	社会福祉研修・情報センター	1
こども青少年局〔5施設〕	こども文化センター	1
	青少年センター	1
	愛光会館	1
	長居ユースホテル	1
	信太山青少年野外活動センター	1
環境局〔17施設〕	葬祭場 ほか	6
	西三国センター ほか	8
	此花屋内プール ほか	3
都市整備局〔1施設〕	住まい情報センター	1
建設局〔1,040施設〕	慶沢園 ほか	1,040
港湾局〔356施設〕	天保山岸壁 ほか	352
	コスモスクエア緑地 ほか	3
	舞洲運動広場 ほか	1
教育委員会事務局〔5施設〕	大阪城音楽堂	1
	総合生涯学習センター ほか	3
	クラフトパーク	1
消防局〔1施設〕	阿倍野防災センター	1

慶沢園ほかの計1,040施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。

10局 33条例 1,565施設
（平成27年度排除実績：1件、1名）

コンプライアンス研修の実施状況

【平成 27 年度実績】

集合型研修

・ 区長・所属長

「組織の経営者」としての役割を担う区長・所属長が、各所属におけるリスクを把握・回避して組織を動かしていけるよう、また、所属において明確なメッセージを発信できるよう、組織のトップ層としてのコンプライアンス意識や心構え等を学ぶことを目的として研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
-	6 月 30 日(火)	13:30 ~ 15:30	宮原 明 (学校法人関西学院理事長・元 富士ゼロックス株式会社代表取締役社長)

・ 部長級職員

実務レベルのトップである部長級職員が、区長・所属長を補佐しつつ、所属・所管部署におけるコンプライアンスの確保を具現化できるよう、コンプライアンスの取り組みの具体的な事例を学習することを目的として研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	7 月 2 日(木)	9:30 ~ 11:30	貴納 順二 (大阪市代表監査委員)
第 2 回	8 月 6 日(木)	9:30 ~ 11:30	
第 3 回	8 月 21 日(金)	9:30 ~ 11:30	

・ 課長級・課長代理級職員

課長・課長代理級職員が、部下職員と直に接する管理監督者としての確かなメッセージを発信し、各課におけるコンプライアンスの確保につなげるため、課長級及び課長代理級として必要なコンプライアンスに関する知識の習得を図ることを目的として研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	7 月 15 日(水)	9:30 ~ 11:35	岡本 岳 (弁護士)

第2回	7月16日(木)	14:30~16:35	赤津 加奈美 (弁護士)
第3回	7月31日(金)	9:30~10:45	中野 俊彰 (三井住友信託銀行コンプライアンス統括部長)

グループ討論型研修

管理・監督者あるいは職場のリーダー層に対して、職場においてコンプライアンスを確保し、適正な職場運営を行うために必要な心構えについて理解することを目的として、少人数のグループで討論する体験型・実践型研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第1回	9月4日(金)	9:15~12:15	今井 和興 (FPM - 専任講師)
第2回	9月4日(金)	14:00~17:00	
第3回	9月7日(月)	9:15~12:15	
第4回	9月7日(月)	14:00~17:00	
第5回	9月9日(水)	9:15~12:15	
第6回	9月9日(水)	14:00~17:00	
第7回	9月10日(木)	9:15~12:15	
第8回	9月10日(木)	14:00~17:00	
第9回	9月11日(金)	9:15~12:15	
第10回	9月11日(金)	14:00~17:00	
第11回	9月14日(月)	9:15~12:15	
第12回	9月14日(月)	14:00~17:00	
第13回	9月16日(水)	9:15~12:15	
第14回	9月16日(水)	14:00~17:00	
第15回	9月17日(木)	9:15~12:15	
第16回	9月17日(木)	14:00~17:00	

コンプライアンスアンケートの結果概要（平成 27 年度）

1 アンケートの概要

(1) 回答数

27,924 人

ただし、一部設問にのみ回答されたものについても 1 人と集計しているため、各設問の回答者数の合計とは一致しません。

(2) 実施期間

平成 27 年 12 月 2 日～平成 28 年 2 月 5 日

2 アンケートの主な結果

(1) あなたは、大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

1 法令を遵守すること	5,910 人	21.2%
2 法令を遵守することだけでなく、社会（市民）の期待・要請に応えること	21,759 人	78.1%
3 わからない	182 人	0.7%

(2) あなたは、日々の業務を執行するにあたって、「コンプライアンス」を意識していますか。

1 特に意識している	26,697 人	95.9%
2 特に意識していない	1,137 人	4.1%

(3) あなたは、日々の業務を執行するにあたって、適切に行えているか、日常的にチェックを行っていますか。

1 行っている	19,851 人	71.3%
2 どちらともいえない	7,518 人	27.0%
3 行っていない	482 人	1.7%

(4) あなたは、あなたの上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識していると思いますか。

1 そう思う	23,470 人	84.3%
2 どちらともいえない・わからない	3,921 人	14.1%
3 そう思わない	433 人	1.6%

(5) あなたは、あなたの上司から、「コンプライアンス」に関する考えや方針を聞いたことがありますか。

1 ある	21,699 人	78.1%
2 どちらともいえない・わからない	5,007 人	18.0%
3 ない	1,085 人	3.9%

(6) あなたは、あなたの職場でコンプライアンス違反又はそのおそれが生じた場合、その情報が上司に迅速に伝わるとと思いますか。

1 そう思う	21,869 人	78.7%
2 どちらともいえない・わからない	5,357 人	19.3%
3 そう思わない	572 人	2.0%

(7) あなたは、あなたの職場で職務に関して自由に意見が言えますか。

1 おおむね自由に意見が言える	22,988 人	82.8%
2 どちらともいえない	4,178 人	15.1%
3 自由に意見が言えない	590 人	2.1%

(8) あなたは、あなたの職場において業務上のどのプロセスにコンプライアンス違反が発生するおそれがあるか、把握できていると思いますか。

1 そう思う	15,567 人	56.3%
2 どちらともいえない・わからない	11,366 人	41.1%
3 そう思わない	707 人	2.6%